

玖珠町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱を次のように定める。

令和8年5月29日

玖珠町教育委員会
教育長 梶原 敏 明

玖珠町教育委員会告示第3号

玖珠町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月文部科学省)の地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、玖珠町が行う地域クラブ活動の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 玖珠町認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、玖珠町教育委員会が別記に基づき判断する。

(認定申請)

第3条 玖珠町認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、玖珠町認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、玖珠町教育委員会に提出し

なければならない。

- (1) 玖珠町認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）
- (2) 団体の規約又は会則等
- (3) 地域クラブ活動の活動計画書
- (4) 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主、株式会社等の場合に限る。）

（認定手続）

第4条 玖珠町教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行い、その内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 玖珠町が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合は、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は、玖珠町認定地域クラブ活動と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第5条 玖珠町教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、玖珠町認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3号）により申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 玖珠町教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、玖珠町認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 玖珠町認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力が発生した日の属する年度の翌々年度末までとする。

（変更の届出）

第7条 玖珠町認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「認定団体」という。）は、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに玖珠町認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第5号）を玖珠町教育委員会に提出しなければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第8条 認定団体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合は、速やかに玖珠町認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第6号）を玖珠町教育委員会に提出しなければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 認定団体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合は、速やかに玖珠町認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第7号)を玖珠町教育委員会に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 玖珠町教育委員会は、玖珠町認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- (3) 認定団体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 玖珠町教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、玖珠町認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第8号)により認定団体に通知するものとする。

(玖珠町認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 玖珠町教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、玖珠町認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(玖珠町認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 玖珠町教育委員会は、玖珠町認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和8年度末までの間は、地域クラブ活動が第2条各号に掲げる認定要件のうち、一部を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。